

半田市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画評価総括表 資料6

基本方針Ⅰ 地域包括ケアシステムの体制整備

施策目標1 地域包括ケアシステムに関する普及・啓発

個別施策No.	個別施策	最終評価	総合評価
(1)	本人、家族に対する普及・啓発	○	・平成27年4月より毎月1日号のはんだ市報に「人生最期までこのまちで暮らす～地域包括ケアシステムを知る～」と題し、地域包括ケアシステムに関連する内容を連載した。また、市民向けの講演会なども開催し、地域包括ケアシステムの必要性などの理解、普及・啓発を図ることができた。 ・講演会について参加者数は減少傾向で、アンケート結果などから参加者の固定化などの課題もあり、新しい参加者を呼び込むような内容にしていく必要がある。 ・今後も地域包括ケアシステムに関する普及・啓発を継続的に実施していく。
(2)	地域に対する普及・啓発	○	・市民向けの講演会などを開催し、認知症理解や在宅医療など地域包括ケアシステムに関するテーマで普及啓発を図った。 ・地域包括ケアシステムや新総合事業などをテーマとした地域住民向けの出前講座、説明会などを積極的に実施し、在宅生活を安心して送るための医療や介護、高齢者が支えられるだけでなく支える側としての活躍が期待される介護予防や生活支援など、地域に対する普及啓発をすることができた。 ・今後も継続して、地域での出前講座を積極的に実施していく。

施策目標2 多職種間の連携強化

(1)	顔の見える関係の構築	○	・在宅ケア推進地域連絡協議会には半田市医師会・半田歯科医師会・知多薬剤師会や訪問看護、居宅介護支援事業所や介護サービス事業所、入所施設等から毎回70名程度の参加があり、多職種の相互理解や情報共有、スキルアップの場となっている。協議会を通して、医療介護連携、顔の見える関係の構築が図られた。 ・会議の目的は参加者の資質向上だけでなく協議・検討の場でもあるが、新たな取組方向や事例紹介が中心になりがちである。また多職種が参加することから会議に求められるニーズも多様であり、参加者全員にとっての有益な内容とすることが難しい。 ・30年度から半田市在宅医療・介護サポートセンターを開設し、在宅医療・介護の連携推進を図る。それに伴い、主に市内の在宅医療に携わる関係者が参加する「在宅医療調整会議」を偶数月第4火曜日に開催し、事例検討や情報交換を行う。
-----	------------	---	--

(2)	ICTシステムの構築	○	・平成27年11月より在宅医療連携システムを導入、運用を開始し、多職種が連携することによって、効率的・効果的な在宅医療サービスの提供につながっている。医師会ITシステム委員会、地域包括ケアシステム協議会（在宅医療・介護連携部会）、在宅医療調整会議において利用状況の検証、事例報告などが行われ、現在は適正かつ順調に利用されている。 ・各職種ともシステムに参加している事業所が限られており、患者様によってはチームの専門職全員が情報共有できないケースがある。 ・30年度から半田市在宅医療・介護サポートセンターを開設し、だし丸くんネット事務局も高齢介護課が運営することになった。これまで主に医療関係者を中心にシステムを利用してきたが、今後はヘルパーやデイサービスなどの利用状況なども共有できるよう介護職にも利用を広げ、より多職種が連携し、質の高い医療・介護サービスの提供を目指す。
-----	------------	---	---

施策目標3 関係者・関係機関によるしっかりとした協議

(1)	地域包括ケアシステム推進協議会での検討	○	・医療、介護の専門職、地域住民、ボランティア、コミュニティ、行政など、関係者や関係機関が各会議において、地域包括ケアシステムの構築のための方策や課題などについて、協議・検討することができた。 ・新しい総合事業開始に伴い、予防・生活支援についての協議の場である「在宅生活支援部会」を平成28年度をもって廃止、平成29年度からは第1層の協議体である「半田市介護予防・生活支援協議会」を設置し、第2層の地区協議会の課題等を吸い上げ、市全体での協議を行った。 ・「高齢者の住まいに関する検討会議」については、住まいに関するハード面の課題に対し、現状の体制ではこれ以上の進展が難しく、また住まい方の課題に対しては、介護予防・生活支援協議会や地域ケア会議などで検討が可能であることから、平成29年度末で廃止した。 ・各会議に参加する委員が重複し、負担が大きかったが、会議を整理したことで軽減した。しかし、部会での協議事項は多くなり、協議会本会では部会報告が中心となっている。 ・今後は、地域包括ケアシステム構築に向けて必要な協議を行う場を引き続き開催していく。
(2)	地域ケア会議の地域展開	○	・「ふくし井戸端会議」について、半田中学校区にて小学校区（半田小・さくら小）開催が達成できた。今後も、半田市地域福祉計画に則り、全小学校区（13か所）で開催できるよう取り組んでいく。 ・29年度から各中学校区に「地区介護予防・生活支援協議会」及び「生活支援コーディネーター」を設置し、地域住民や自治区など地域の関係者で地域課題の抽出や支援体制の整備について協議している。 ・住民が気軽に参加しニーズの吸い上げる場としての「ふくし井戸端会議」と、主に高齢者の課題抽出や総合事業の担い手育成を協議する場である「介護予防・生活支援協議会」を継続して開催していく。

(3)	地域包括支援センターの体制整備	○	・包括支援センターの体制整備については、関係機関、民生委員など地域関係の代表者や学識経験者などで構成する運営協議会での協議や提言により、概ね適正な運営に努めることができた。 ・地域包括支援センターの相談支援は多様化しており、困難事例を支援するスタッフへの負担が大きい。スタッフの採用については、看護職の確保に苦慮している。 ・今後は継続的にスタッフ募集を行い、地域包括支援センターの適正な職員配置を目指す。また、社会福祉協議会へ5ユニット全てを委託しているが、職員の確保に苦慮している現状もあるため、他市町の実態を調査、検証する。
-----	-----------------	---	--

基本方針Ⅱ 社会参加による介護予防の推進

施策目標1 元気度に合わせた介護予防の普及・啓発

(1)	介護予防の普及・啓発の充実	△	・協会けんぽとの協定により、がん検診案内チラシの送付や特定健診との合同検診を実施し、受診率向上を図った。また、大腸がんを含めた5大がん検診の個別受診勧奨通知の送付や、民間保険会社との連携により、個別の受診勧奨を強化したが、大腸がん検診受診率は伸びなかった。今後は、勧奨方法を工夫し、検診が受診しやすい環境整備のため、引き続き医師会と連携していく。 ・40歳で歯周炎がない人は減少しているため、早期に介入し、口腔内環境を改善する必要がある。そのため、30年度より、歯周病検診の対象を30歳・35歳に拡大していく予定である。 ・地域に出向いて、高齢期に多い健康課題をテーマとした講座を実施することができたが、参加延べ人数が減少した。今後は、より地域の現状に合った講座を実施するため、参加者層別に内容の工夫を図る。
(2)	介護予防のための早期発見・早期対応	○	・27～28年度に実施した二次予防対象者把握事業は、29年度から民生委員による高齢者のみ世帯訪問に変更し、聞き取りによるフレイルチェックなど、実施方法を変更した。 ・フレイルチェックの結果から、特にリスクの高い高齢者のみ世帯や独居高齢者を対象に、包括支援センターと連携し、必要な介護サービスや福祉サービスにつなげ、介護予防や重症化予防のしくみづくりに変更できた。また、民生委員が訪問した際に、ご本人から訴えや生活状況に不安がある方を把握した時は、包括支援センターと連携し早急に対応できた。 ・事業内容の変更については、民生委員からの意見もいただき、進めていく予定である。

施策目標2 地域に根差した多様な介護予防の推進

(1)	住民主体による介護予防の推進	○	・地域スポーツクラブが開催する高齢者スポーツ教室や、公民館等を拠点とした各種ボランティア団体が実施する認知症予防教室の開催、教室参加後は自主グループへ継続して参加する流れが定着し、地域ボランティアが主体的に運営に関わる介護予防事業が実施できた。 ・身近な場所で地域住民が開催する介護予防の場所やグループ数は一定数できたので、今後は参加者数を増やすために、地域の協力を得ながら広報活動を行う必要があり、今後は地域の既存団体の協力を得ながら進めていく。
(2)	介護予防事業評価の実施	○	・この3年間の認定率は、平成27年度、28年度は推定値とほぼ同じである一方、平成29年度は推計値16.7%に対し、16.2%と微減した。 ・6期計画では事業評価を行ったが、予防事業の効果検証のために経年的な評価指標が必要である。第7期計画は基本方針ごとに成果目標を設定し、実施事業の変更や廃止にかかわらず、3年毎に介護予防効果検証ができる数値目標を定めた。

施策目標3 元気な高齢者と進める地域活力の向上

(1)	地域住民の参加と連携による介護予防活動	○	・ふくし井戸端会議では、ボランティア勉強会やグループワークの場による地域課題の把握や、地域で必要な支援や解決方法等について、話し合うことができた。引き続き、ボランティアと連携しながら進めていく。 ・29年度から、新しい介護予防・日常生活支援総合事業の制度の1つとして、介護予防・生活支援協議会（一層の協議体）と、市内5地区の日常生活圏域ごとに介護予防・生活支援協議会を設置した。新たな地域のボランティア間の情報共有・連携・調整の場を作り、高齢者に関する地域課題の把握や解決のため施策を実施していく。
(2)	元気な高齢者の活動促進	○	・平成27年度と28年度は、生活支援コーディネーター養成講座を開催し、平成29年度は新しい総合事業を開始に伴い、サロンや通いの場の運営ボランティアを対象に研修会や交流会・スキルアップ研修会を行い、地域住民による介護予防や生活支援の担い手の育成が実施できた。 ・引き続き、地域での活動意欲のある方に、具体的な手法や情報を提供する講座を継続的に開催し、地域活動に関わる様々なボランティアの活動や人材養成にむけて、ボランティア地域ささえあいセンター等と協働して推進する。 ・地域の介護予防のために通いの場を支援するため、団体活動の経費の一部を助成する補助金を29年度から開始した。

基本方針Ⅲ 認知症高齢者のための支援

施策目標1 早期発見と早期対応の推進

(1)	認知症を正しく理解する市民の増加	○	・平成26年度から年に1回程度、医師による講演会や映画の上映を実施し、認知症の理解やその予防について普及できた。いずれの講演会等も参加者の満足度は高いが、参加者数はやや減少傾向である。今後は開催方法を工夫する必要がある。 ・民間企業や市民団体を対象とした従来の認知症サポーター養成講座に加え、平成29年度から新たな取組として、社会福祉協議会と連携し、市内小中学生を対象した「ふくし共育」の中で、「認知症キッズサポーター養成講座」を開催することができた。
(2)	早期発見の仕組みづくり	△	・認知症カフェの設置数は、目標に至らなかった。 ・認知症サポーターなど、地域住民の方が日頃の生活での異変を感じ、相談につなげられるケースも出てきており、地域での見守りの芽が育っている。 ・今後は独居や高齢者のみ世帯が増えることで、ご家族等による認知症の早期発見が難しくなると予測されるため、地域での気づきや見守り体制の推進が必要である。
(3)	初期支援の実施	◎	・包括支援センターが窓口となる認知症に関する相談件数は、年々増加傾向にある。家族や生活背景等から課題が複雑化した困難ケースも増加しており、支援に時間を要するケースも増えている。 ・初期集中支援チームが対応する困難ケースも増えつつあるが、医療拒否や精神症状への対応、家族関係、経済面や独居など、さまざまな課題への対応には解決方法がなく、苦慮することが多い。 ・6期計画では初期対応の体制整備はできたため、7期計画では困難ケースから地域課題を抽出し、必要な体制の充実を図る。また、ご本人や家族、周囲の気づきから初期相談につながるため、引き続き認知症の相談窓口等の普及を進める。

施策目標2 相談体制や家族支援の充実

(1)	本人、及び家族介護者の相談の場の整備	△	・認知症カフェの設置数は、目標に至らなかった。 ・家族介護教室に加え、「男性介護者のつどい」を包括支援センターが実施し、男性同士で介護についての意見交換など有意義な交流ができた。 ・認知症家族交流会・支援プログラムでは満足度や介護負担感の軽減、対応方法の改善など参加者の評価は高かった。 ・いずれの講座も参加者数が定員の7割程度にとどまっているため、家族支援プログラム修了者の介護交流会への継続参加勧奨や、ケアマネジャーなどの関係機関へ情報提供を行い、対象となる家族への勧奨を強化する。
(2)	介護家族・介護者の介護技術 メンタルヘルス学習の場の整備		

施策目標3 地域で見守るネットワークづくり

(1)	認知症サポーターと共に構築する見守りネットワーク	○	・自治区の講座では認知症サポーター養成講座・フォローアップ講座・行方不明者捜索訓練をパッケージで開催し、自治区が気づき・見守り・適切な対応が取れる体制整備につなげることができた。 ・今後は未実施の自治区や市民団体など地域住民を対象に、行方不明捜索訓練を進める。
(2)	徘徊SOSネットワークの構築	○	・28年度に警察や消防などの関係機関、地域見守り協定締結事業所、行政などで構成する「半田市行方不明・見守りネットワーク」を発足し、その後も行方不明に関する地域の現状や課題の共有のため、関係機関とともに情報交換を行った。引き続き協定締結事業所や捜索協力者登録を増やししながら、機関によるネットワーク構築にも取り組んでいく。 ・自治区と連携し、行方不明高齢者捜索訓練を開催できた。講座の内容は認知症地域推進員が企画し、認知症高齢者の観察点や声掛けの方法など、地域の介護事業所に講師を依頼し、より実践的な内容が実施できた。

基本方針Ⅳ 地域で安心して暮らすための支援の充実

施策目標1 生活を支える高齢者支援

(1)	生活支援サービスの充実	○	・高齢者が住み慣れた地域で安心した在宅生活が送れるよう、既存の高齢者福祉サービスの見直しを実施し、必要な生活支援サービスの充実を図ることができた。 ・従来からの事業について、介護保険サービスとの整合性を図るとともに、今後は担当内で検討し事業内容を見直しながら高齢者福祉サービスについては継続実施する。
(2)	低所得高齢者への支援の充実	○	・介護福祉助成事業は低所得高齢者が介護保険サービスを利用した時の助成事業で、利用者負担の軽減を図ることができたが年々利用者数が減少している。 ・生活困窮者自立支援法が平成27年4月施行され、自立支援相談件数が年々増加し、住居確保給付金など活用し、低所得高齢者支援を図ることができた。 ・今後は生活困窮者自立支援相談の窓口から繋がることの多い、無年金や低所得で介護サービスを利用していない高齢者のニーズに即した支援が必要で、生活困窮者自立支援担当との連携を継続しながら継続実施する。
(3)	住まい・住まい方の検討	○	・平成26年度及び28年度に高齢者及びケアマネジャーを対象とした「住まいに関するアンケート」実施による課題抽出及び検討をし、市営住宅への緊急立ち入りに関することの制度化した。市営住宅のあり方を検討し、入居要件の見直し等に協力した。居住支援協議会の立ち上げについて情報共有や意見交換を実施した。 ・住まいに関するハード面の課題に対し、現状の体制ではこれ以上の進展が難しく、また住まい方の課題に対しては、介護予防・生活支援協議会や地域ケア会議などで検討が可能であることから、平成29年度末で廃止した。

(4)	生きがいづくり・社会参加の一層の充実	○	・高齢者の地域活動や生きがいづくり、社会参加の機会を提供することができた。会員が減少している活動については、活動内容の整理や、新規会員獲得に向けて周知を図る必要がある。 ・主に前期高齢者に対する早期からの介護予防への意識づけを目的として事業を実施しているが、各主体が実施する事業への助成という形であるため、実質的な介護予防効果を測りにくい。 ・今後は各種事業を継続して実施しながら、新規会員獲得に向けて様々な方法で周知を図る。
(5)	地域における見守り体制の整備	○	・安否確認や見守りが必要な高齢者に対して、安定的なサービスの運用ができた。しかし、サービス利用者数が減少しているため、事業の周知・啓発の方法を検討し、今後は、高齢者の増加に伴い更に見守り体制の拡大の必要がある。既存事業については継続実施する。 ・あらゆる角度からの重層的な見守り体制を構築しているが、さらなる効果を期待するため、協力機関相互の情報共有が必要である。 ・今後は地域見守り協定締結事業者の拡大および避難行動要支援者名簿の更新、地域等への配布を実施し、見守り体制の拡大を図る。
(6)	介護家族支援の充実	△	・家族介護教室については、男性介護者による虐待件数増加や気持ちを共有する場がないことから平成28年度から男性介護者のつどいを開催し、開催回数を増やしたために参加延人数が増加し、介護家族の負担を軽減することができた。 ・家族の介護離職を防ぐためのリーフレットを作成し、介護離職を防ぐ観点でも、介護家族同士の交流の場での情報共有や意見交換は効果的であるため、交流の場の拡大を検討する必要がある。 ・今後は様々な機会において、介護者のメンタル負担の軽減、更には有効な介護保険サービスの利用による身体的な負担軽減の大切さについて学ぶ機会を継続していく。また、企業などについては、認知症サポーター養成講座等で本人・家族の介護葛藤について触れることで、介護中の職員へのサポートについて理解を求める。

施策目標2 新たな担い手による介護予防・日常生活支援総合事業の展開

(1)	生活支援・介護予防サービスの開発・発掘	○	・新しい総合事業開始に伴い、予防・生活支援についての協議の場である「在宅生活支援部会」を平成28年度をもって廃止、平成29年度からは第1層の協議体である「半田市介護予防・生活支援協議会」を設置し、第2層の地区協議会の課題等を吸い上げ、市全体での協議を行った。今後も、地域課題を解決するために、総合事業の仕組みや新たなサービスを協議していく。 ・地区介護予防・日常生活支援協議会(第2層協議体)を市内5圏域に設置し、生活支援コーディネーターを中心に地域課題や新しい総合事業を推進する仕組みづくりについて、地域住民等と協議を開始し協議していく。
-----	---------------------	---	---

(2)	住民主体の活動の促進	○	・地区介護予防・生活支援協議会で新たな生活支援をしてくれる団体や通いの場を増やす方法等について協議できた。 ・多種の介護予防・生活支援サービスの担い手を養成し、受講者の中から新たな通いの場の創設や生活支援サービスの活動に参加する人を増やすことができた。 ・今後は研修受講修了者と活動先のマッチングを行い、総合事業の多様なサービスの担い手を増やしていく必要がある。また、地域での居場所づくりや住民主体の活動を担う人材育成を推進するために、互助を生かした地域づくりの地域の理解が得られるような働きかけが必要である。また、地域での活動意欲のある方に、具体的な手法や情報を提供する研修を継続的に開催する。また、地域活動に関わる様々なボランティア活動の発掘や人材育成にむけて、生活支援コーディネーターと協働して推進する。
(3)	多職種・他分野・他制度の活用による事業展開	○	・ふくし井戸端会議の開催単位の小地域化(青山中学校区、亀崎中学校区に続き、新たに半田中学校区も小学校区化)を図ることができた。お助け隊の人数も目標を達成し、地域の困り事を助ける組織として、新しい総合事業のサービスに位置づけることができ、地域住民によるサービスを創設することができた。また、介護予防・生活支援協議会でお助け隊のない地域に新たな団体や通いの場を増やす方法等について協議を開始できた。 ・ボランティアによる多様なサービスが全地域にないことや地域住民やケアマネ等に総合事業の制度普及がさらに必要である。 ・今後は全中学校区において、小地域単位での開催を目指し、参加者の拡大を図る。また、地域から抽出された課題について、市全体の介護予防・生活支援協議会及び地区の介護予防・生活支援協議会(中学校圏域毎)で地域住民やボランティア団体、生活支援コーディネーターと協議をしながら地域課題の解決のために総合事業の多様なサービスの創設等、住民主体の活動を進めていく。
(4)	総合事業の枠組みの検討	○	・新しい総合事業開始に伴い、予防・生活支援についての協議の場である「在宅生活支援部会」を平成28年度をもって廃止、平成29年度からは第1層の協議体である「半田市介護予防・生活支援協議会」を設置し、第2層の地区協議会の課題等を吸い上げ、市全体での協議を行った。 ・新しい総合事業の生活支援・介護予防サービスの仕組み、サービスの単価、移行のスケジュール等を準備会議において専門職と何度も検討し、予防給付から総合事業へ大きな混乱なく移行することができた。 ・地区介護予防・日常生活支援協議会(第2層協議体)を市内5圏域に設置し、高齢者を支える新しい総合事業を推進する仕組みづくりについて地域住民等と協議を開始することができた。

基本方針Ⅴ その人に合った介護保険サービスの提供

施策目標1 よりニーズに合った介護保険サービスの提供

(1)	地域支援事業の充実	○	・新しい総合事業準備会議や在宅生活支援部会で制度設計を行い、平成29年3月から訪問型・通所型サービスともに現行型サービスについて、大きな混乱もなく予防給付から総合事業へ移行できた。 ・29年4月から始った多様なサービスについては、訪問型サービスA・Bについては登録事業所が少ないことやケアマネ等へ制度の周知不足により利用者が少ない。 ・通いの場である通所型サービスB(地域支え合い型)やげんきスポットの補助制度について、対象団体の条件、支援内容の見直しなど、制度の見直しが必要である。 ・今後は新しい総合事業の生活支援・介護予防サービスの枠組み、サービス内容等を介護予防・生活支援協議会等で協議し、制度の見直し・修正、新たなサービスの創設をしながら多様なサービスの充実を図っていく。
(2)	必要性に基づく施設サービスの提供	○	・新規入所者については、原則要介護3以上とするとともに、入所中に要介護度が3未満になった入所者に対しては、施設の特例入所判定委員会を経て、市側での特例入所要件審査会議を行い、適切な対応を行った。今後も引き続き適正に実施していく。

施策目標2 地域密着型サービスの基盤整備

(1)	地域密着型サービス整備計画	△	第6期整備計画施設の延べ9施設のうち、4施設は公募に対して応募があり、整備することができた。整備計画数に達しなかった施設については、第7期計画にて公募・整備に努める。なお、第5期計画に引き続き応募がなかった定期巡回・随時対応型訪問介護看護(施設数3)については、第7期計画においては随時相談受付とし、最大3圏域に各1施設整備することとした。
-----	---------------	---	---

施策目標3 介護保険サービスに関する諸施策の推進

(1)	介護保険サービスの質の向上	○	地域密着型サービス事業所への実地指導、意見交換会の開催、事業種別担当者会議の開催のすべてにおいて目標を達成でき、介護保険サービスの質の向上に資することができた。 今後も実地指導や担当者会議などを通して介護サービス事業所を適切に指導・監督することにより、引き続き介護サービスの質の向上に努める。
-----	---------------	---	--

(2)	介護給付適正化事業の推進	○	・要介護認定が適正に行われるよう認定調査員や認定審査会委員の質の向上を図るため、研修を受講した。今後も認定者数が増加する見込みであることから、引き続き認定調査員や認定審査会委員の質の向上や事業の効果的な実施に努めていく。また、介護サービスが適切に請求されたか利用者自ら確認できるよう事業所が保険請求したサービスの内容について介護給付費通知を送付した。
(3)	介護保険制度に関するPR及び情報交換・関係機関の連携推進	○	介護保険制度のPRについては、チラシ及びパンフレットの作成、はんだ市報及び市ホームページへの掲載など各種媒体を利用し広く行うことができた。 今後も介護保険制度やその他の情報について、早期の情報収集に努める一方、介護サービス事業所も含めた関係者間で一層情報交換を図り、市民の方への広報に努める。

評価	指標
◎	計画以上の進捗
○	計画どおりの進捗
△	事業着手をしたが、計画を下回っている。
×	未実施

評価	指標
◎	計画以上の進捗
○	計画どおりの進捗
△	事業着手をしたが、計画を下回っている。
×	未実施